

浜田市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 9 日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市規則第 34 号

浜田市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

浜田市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成 17 年浜田市規則第 209 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条各号列記以外の部分中「1,080 円」を「1,440 円」に改め、同条第 1 号中「710 円」を「950 円」に改め、同条第 2 号中「1,080 円」を「1,440 円」に改め、同条第 3 号中「840 円」を「1,120 円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の浜田市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。